

大阪市平野区役所
広告入りTVモニター設置事業者
募集要項

令和7年12月
大阪市平野区役所

1. 目的

大阪市平野区役所庁舎を民間企業等との協働により有効活用し、市の新たな財源確保や、より効果的な行政広報の推進、区民サービスの向上及び地域経済の活性化を目的とし、大阪市平野区役所の所定の場所において本市が提示する諸条件の下、広告入りTVモニター設置事業者（以下「設置事業者」という）を公募します。参加される方は、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

2. 募集広告媒体

使用許可場所 所在地（住居表示）	設置する広告媒体	台数	最低使用料 (月額・税抜き)	位置
平野区役所 1 階 大阪市平野区背戸口 3 丁目 8 番 19 号	広告入り TV モニター (42 インチ程度のもの)	4 台	212,100 円	別図 1
平野区役所 3 階 大阪市平野区背戸口 3 丁目 8 番 19 号	広告入り TV モニター (42 インチ程度のもの)	1 台		別図 2

※1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び大阪市財産条例（昭和39年条例第8号）の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を行います。

※2 最低使用料（予定価格）には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

3. 応募資格

応募者は、次に掲げる要件を満たした法人及び個人とします。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納があること。
- (4) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (6) 当局が実施した行政財産の使用許可にかかる事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者
- (7) 本物件について、自己の都合により使用許可期間途中での終了を申し出てから1年を経過しない者
- (8) 広告代理業またはそれに準ずる広告掲載に関する3年以上の業務実績があること。
- (9) 別紙「広告媒体仕様書」の内容を遵守できること。

4. 募集条件等

(1) 事業者の施設使用形態

設置事業者は、広告入りTVモニターを設置し使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使

用許可」という)を受けて使用します。

(2) 使用許可の期間

使用許可の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。ただし、当初許可の日から5年を超えない範囲(令和13年3月31日まで)で年度ごとに更新することができます。更新しない場合は、許可期間終了の3か月前までに書面にて意思表示をしてください。更新する場合には、許可期間終了の30日前までに継続申請を書面で行っていただきます。(本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新できるものではありません。)

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(3) 使用料等

本市が定める最低使用料以上で、価格提案のあった最高の価格をもって使用料としま

す。なお、使用事業者を決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税を加算します。提案価格は、月額使用料（税抜き）を記入してください。また、月額使用料には行政財産の目的外使用料（場所代）に広告料を加えた価格を記入してください。

なお、使用料及び電気使用料の納付は、使用許可期間分の使用料を本市が指定する期間までに全額前納するものとします。

（4）必要経費の負担

- ①TV モニター本体並びにその設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の経費
- ②TV モニター放映にかかる電気使用料

（5）保証金

使用事業者は、保証金として、次のア及びイの合計額を別途発行する納入通知書により、一括で納入期限までに納付しなければなりません。ただし、アについては使用料全額前納を条件に免除します。イについては使用事業者の提示する土地利用計画により免除する場合があります。

ア 使用料（消費税等を加算したもの）の3月分

イ 原状回復担保相当として本市の定める額

（6）遵守事項及び使用上の制限

設置期間前及び設置期間中は、次のことを遵守してください。

- ①募集条件及び別添「広告媒体仕様書」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。
- ②広告放映にあたっては、関係法令及び、「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市平野区役所行政財産広告掲出要領」を遵守し、事前に区役所の承認を得た上で放映してください。
- ③機器の設置にあたっては、据付面等を十分確認したうえで安全を確保したうえ設置してください。
- ④設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において迅速に対応してください。
- ⑤モニター本体には「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示をしてください。

5 応募申込手続等

（1）応募申込

ア 申込受付期間

令和7年12月5日（金）～令和7年12月26日（金）

午前9時00分～午後12時15分、午後1時00分～午後5時30分

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

イ 申込受付場所

本要項「11」に記載する提出先

ウ 申込必要書類・部数

名称	様式	部数	内容
応募申込書	様式1	1部	所定の用紙に必要事項を記入
誓約書	様式2	1部	所定の用紙に必要事項を記入
現在事項全部証明書	各種証明書（発行日から3か月以内のもの）	1部	発行日から3か月以内のもの
印鑑証明書		1部	発行日から3か月以内のもの
納税証明書	（もので原本に限る）	1部	市町村が発行する固定資産・都市計画税、法人市町村民税の納税証明書及び税務署が発行する法人税、消費税について未納の税額がないことの証明書（納税証明書その3）
会社概要・企画内容等	様式自由	1部	「3-(1)」にかかる設置実績について記載したもの。（会社パンフレットなど事業内容が判断できるもの及び行政情報・広告掲載など機器設置にあたっての考え方、広告の規格、同種事例等の事業実績・広告料金など仕様書の内容を満たすと判断できるものなどを添付）
設置予定機器の仕様書	様式自由	1部	設置予定機器の仕様がわかるもの

(2) 申込手続

受付期間内に上記必要書類を受付場所に直接お持ちください。
(郵送、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。)

6 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和7年12月5日(金)～令和7年12月12日(金)
午前9時00分～午後12時15分、午後1時00分～午後5時30分
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 提出方法

質疑書（様式3）により、上記受付期間内に持参・送付又は電子メールにより提出してください。

電子メール送信先 hirano-nyusatsu@city.osaka.lg.jp (平野区入札)

※ 件名は「平野区役所広告入りTVモニター設置に関する質問」としてください。

(3) 質疑書への回答日

令和7年12月19日(金)中

(4) 回答方法

大阪市ホームページ及び平野区役所ホームページに掲載します。

7 價格提案書の提出及び審査

(1) 價格提案書の提出及び審査の日時

価格提案書提出の日時 令和8年1月13日(火)
開場 午前9時30分～
価格提案審査書提出 午前10時00分

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市平野区役所5階 応接室

(3) 提出書類等(当日お持ちいただくもの)

名称	様式	部数	内容
価格提案書	様式4	1部	所定の用紙に必要事項を記入
委任状	様式5	1部	(代理人により応募しようとする場合)所定の用紙に必要事項を記入

(4) 価格提案書の投函方法

ア 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上(写しは不可)、封筒等には入れず四つ折りにし、入札箱に投函してください。

イ 応募は、代理人に行わせることができます。その際には、委任状も投函してください。

(5) 応募価格(提案使用料)の表示

応募価格は、月額使用料を表示してください。なお、月額使用料は、行政財産の目的外使用料(場所代)に広告料を加えた金額を記入してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(7) 価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立会いのもとで行います。

イ 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

なお、価格提案審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出時間に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料(月額税抜き)を下回る価格によるもの。

イ 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

ウ 提案資格者の記名押印がないもの。

エ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの。

オ 同一価格提案について提案資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。

- カ 同一価格提案について提案資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- キ 同一価格提案について他の提案資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ク 提案価格又は提案資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- コ 価格提案審査に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- サ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。
なお、価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

- ア 最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。
- イ 当該提案資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に關係のない職員）が提案資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、その者の事業者名及び提案価格を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。

審査決定後の問い合わせに対しては、設置予定事業者名及び決定価格を回答とともに、ホームページに決定金額及び設置予定事業者名を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することができます。

8 使用許可申請の手続

設置予定事業者に決定した者は、別途本市が指定する期日までに行政財産使用許可申請書等を提出してください。なお、行政財産使用許可は申請書に記載された名義で行います。

9 設置予定事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

10 その他

- (1) 応募申込及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、応募申込者または

設置予定事業者の負担となります。

- (2) 提出された書類は、審査・使用許可の手続きの用途以外に応募者に無断で使用しないものとします。
- (3) モニター装置等の撤去に際しては、使用行政財産を原状回復してください。
- (4) 放映時間については、窓口受付時間の関係上、変更することがあります。
- (5) 許可期間内であっても、移転やレイアウト変更等により、やむを得ず、本広告掲載事業の一部又は全部を中止することがあります。
- (6) 設置場所については、協議の上変更することができます。
- (7) 本市は、動画広告の放映期間中に事業者の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、放映を中止することができるものとします。その場合、事業者はモニター装置を撤去するなど区役所庁舎の原状回復をしていただくことになります。
- (8) 使用にあたって、使用事業者が本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて使用事業者の責任でその損害を賠償していただきます。
- (9) 整備工事を行う場合は、本市の許可・承認を得た上で、使用事業者の負担と責任で行ってください。

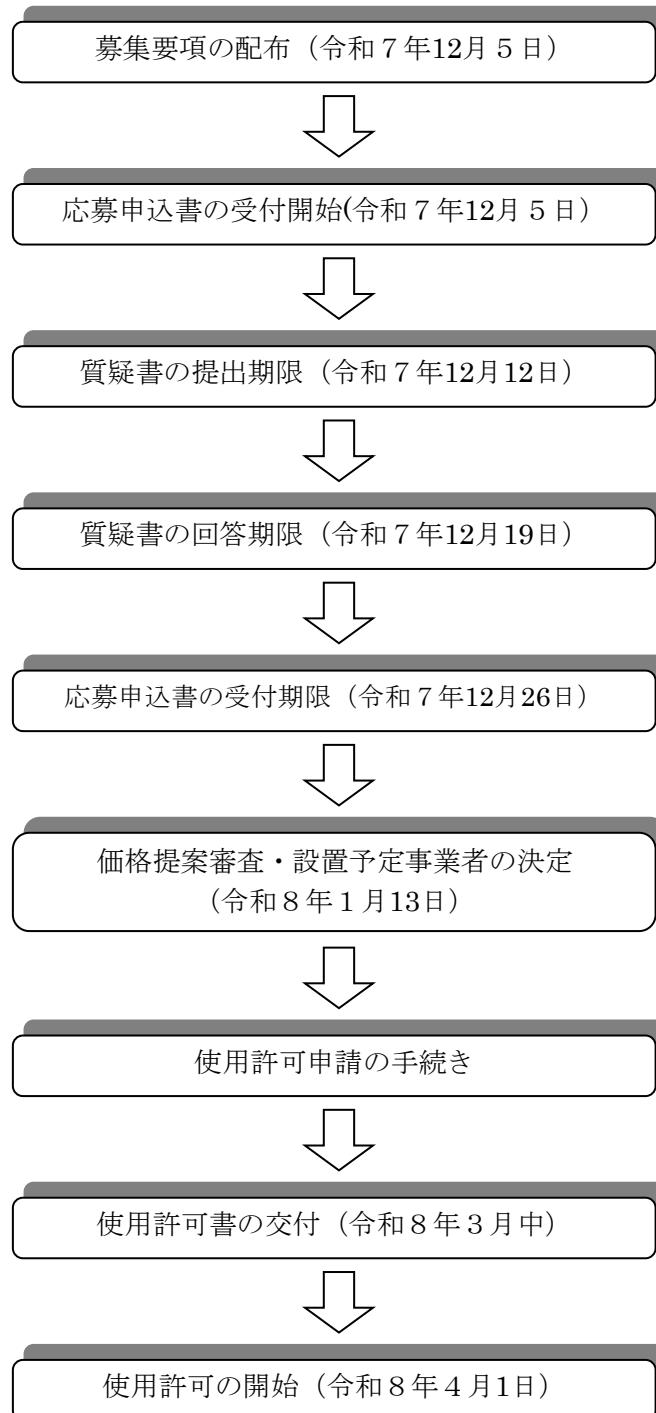
11 本要項に記載する書類の提出先及び担当窓口

担当：大阪市平野区役所総務課

住所：〒547-8580 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号（平野区役所5階）

電話：06-4302-9625

設置までのスケジュール



資料一1 広告入りTVモニター設置場所 位置図



交通： 市バス「平野区役所前」すぐ
地下鉄谷町線「平野」駅7号出口 徒歩5分